○関東地方整備局告示第三百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百十号東京都市計画道路事業都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第十六号線

三　事業施行期間　自平成十九年五月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百十一号東京都市計画道路事業都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第十七号線

三　事業施行期間　自平成十九年五月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百十二号東京都市計画道路事業都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路第十八号線

三　事業施行期間　自平成十九年五月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　熊本県菊池郡大津町大字大林字下尾畑一四三〇番五から同町大字大林字下尾畑一四一九番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

三　号　熊本県葦北郡津奈木町大字千代字上門四〇九番四から同町大字千代字原田五九二番四まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十日

○九州地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十七号及び三百二十五号　熊本県菊池郡大津町大字大林字下尾畑一四三〇番五から同町大字大林字下尾畑一四一九番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十日

○北海道開発局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道厚岸郡浜中町熊牛基線七六番から同町熊牛基線八〇番まで	前	二五・二六～二八・〇三メートル	〇〇・一七六キロメートル
	後	二五・七三～三六・四三メートル	〇〇・一七六キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十二号　北海道天塩郡遠別町字歌越五四番一から同道苫前郡初山別村字共成三四番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二百四十四号及び三百九十一号　北海道斜里郡小清水町字浜小清水四番九地先から同町字浜小清水一一番一まで　北海道開発局及び同局網走開発建設部

二百七十四号　北海道勇払郡むかわ町穂別福山二二九番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年七月十日

○北海道開発局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道網走郡津別町字新町一六番三から同町字新町二一番三まで	前	二一・八一～三〇・七五メートル	〇〇・一〇五キロメートル
	後	二一・八一～四〇・二六メートル	〇〇・〇九八キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部